

# 改正個人情報保護法全面施行に向けた 実務対応概説

平成 28年 12月 12日  
弁護士 日置 巴美

弁護士法人  
内田・鮫島法律事務所

UCHIDA & SAMEJIMA LAW FIRM



# 目次



1. 個人情報保護法とは、どのような法律か？

2. 個人情報保護法の保護対象となる「個人情報」とは？「要配慮個人情報」とは？

3. 個人情報を取得する際に求められる対応は？

4. 個人情報の第三者提供と実務

5. データの利活用と個人情報保護法



# 1. 個人情報保護法とは、どのような法律か？

1. 個人情報保護法とは、どのような法律か？
2. 個人情報保護法の保護対象となる「個人情報」とは？「要配慮個人情報」とは？
3. 個人情報を取得する際に求められる対応は？
4. 個人情報の第三者提供と実務
5. データの利活用と個人情報保護法



# 1. 個人情報保護法とは、どのような法律か？

わが国の個人情報保護法制は、個人情報の取扱いについて、主体ごとに適用される法律が異なる。

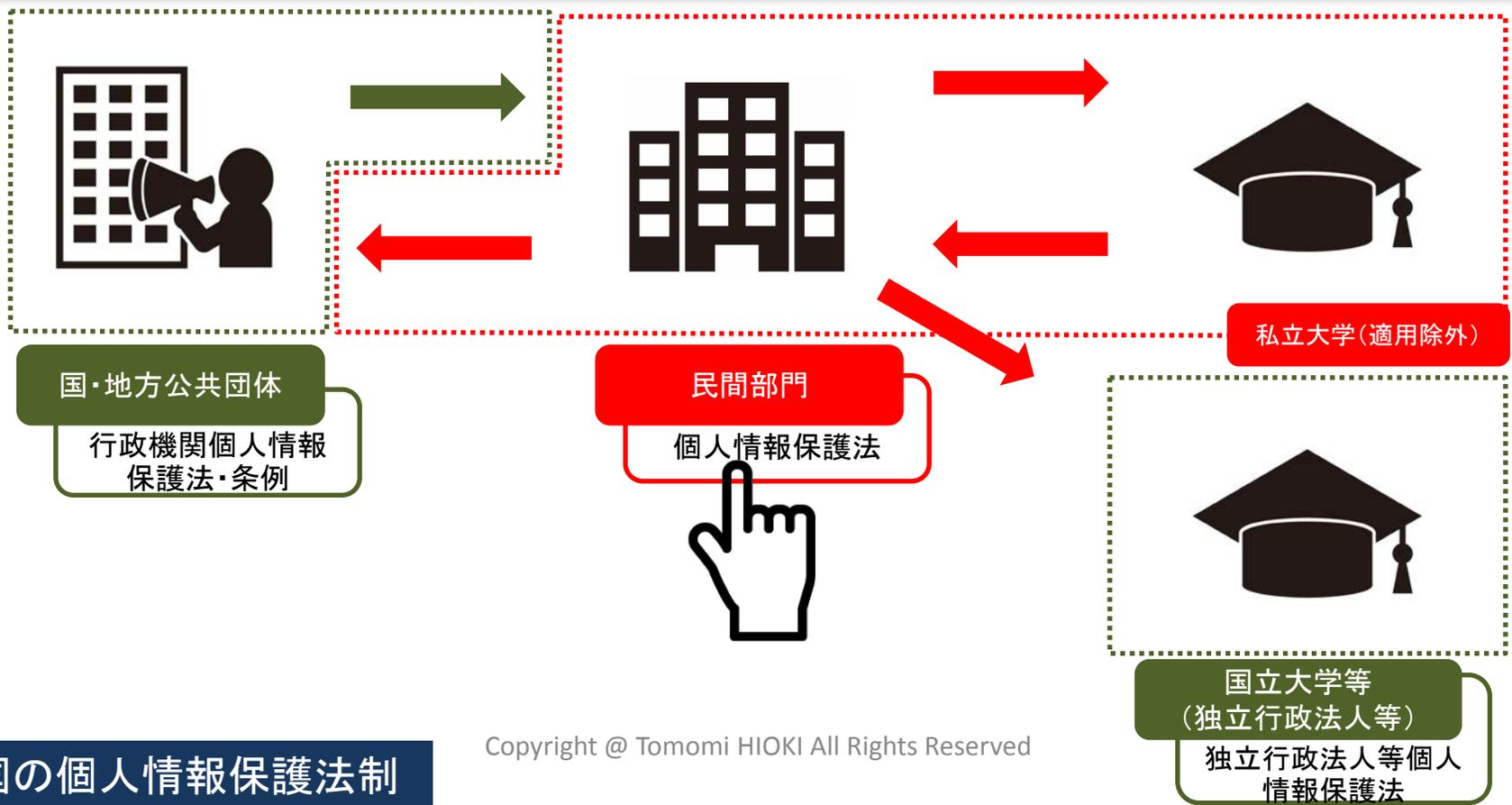
○民間部門→個人情報の保護に関する法律

○公的部門→国:行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

独立行政法人等:独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律

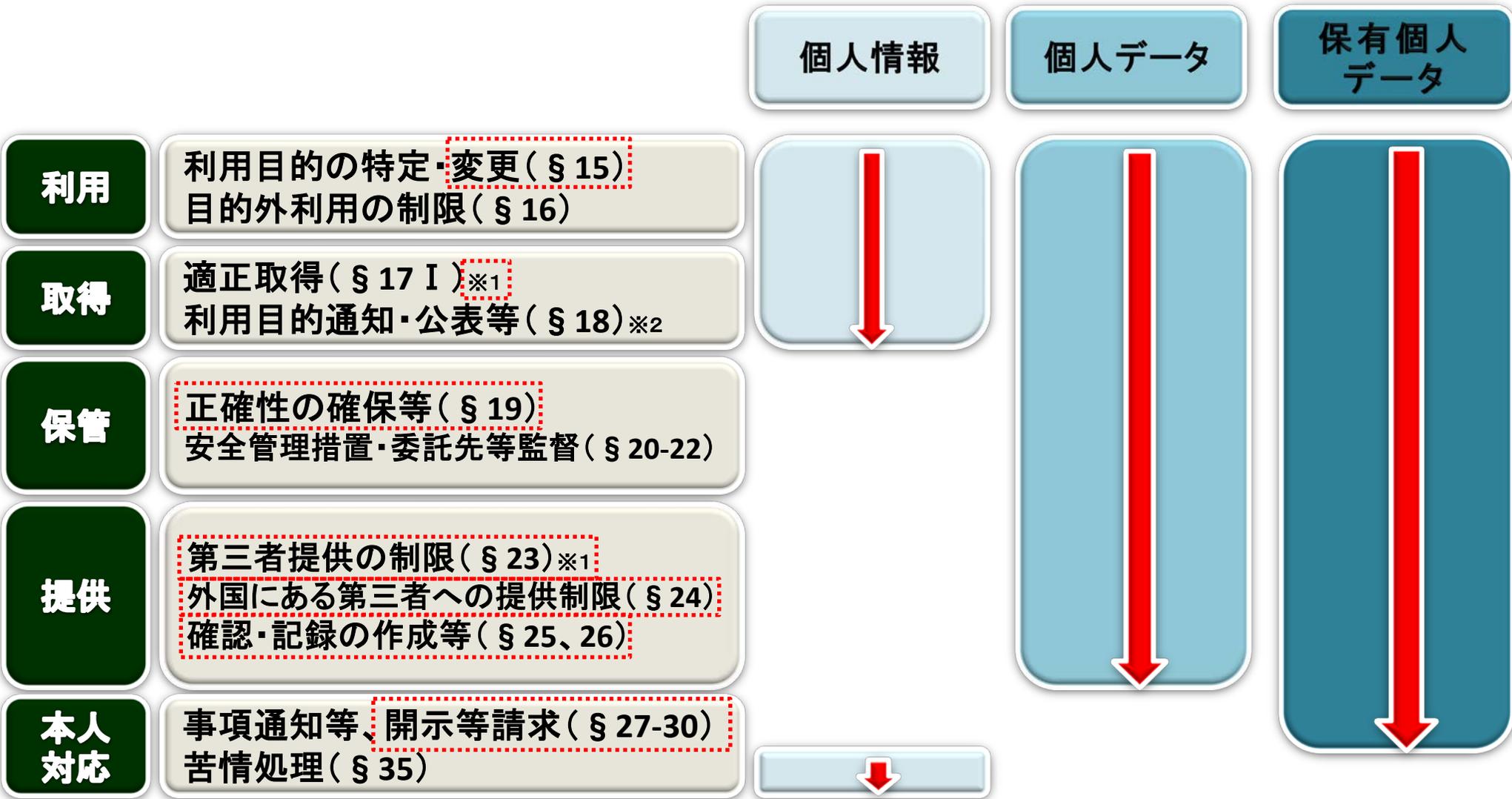
地方公共団体:条例

例えば、産学連携による共同研究開発を行う場合、個人情報の取扱いについては主体ごとに別の法律が適用されることに注意。





# 1. 個人情報保護法とは、どのような法律か？



**利用**  
 利用目的の特定・変更 ( § 15 )  
 目的外利用の制限 ( § 16 )

**取得**  
 適正取得 ( § 17 I ) ※1  
 利用目的通知・公表等 ( § 18 ) ※2

**保管**  
 正確性の確保等 ( § 19 )  
 安全管理措置・委託先等監督 ( § 20-22 )

**提供**  
 第三者提供の制限 ( § 23 ) ※1  
 外国にある第三者への提供制限 ( § 24 )  
 確認・記録の作成等 ( § 25、26 )

**本人対応**  
 事項通知等、開示等請求 ( § 27-30 )  
 苦情処理 ( § 35 )

※1 要配慮個人情報については、別途制限あり。Copyright @ Tomomi HIOKI All Rights Reserved

※2 利用目的変更時にも通知等が必要

## 2. 個人情報保護法の保護対象となる「個人情報」とは？ 「要配慮個人情報」とは？



1. 個人情報保護法とは、どのような法律か？

2. 個人情報保護法の保護対象となる「個人情報」とは？「要配慮個人情報」とは？

3. 個人情報を取得する際に求められる対応は？

4. 個人情報の第三者提供と実務

5. データの利活用と個人情報保護法

# 2. 個人情報保護法の保護対象となる「個人情報」とは？ 「要配慮個人情報」とは？

## 個人情報

適正加工

生存する個人に関する情報であって、  
 (1) 氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものも含む）

＜例＞データベース化されていない書面・写真・音声等に記録されているもの

### 個人情報と紐づく情報

(2) (①又は②の) 個人識別符号が含まれるもの

① 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号

＜例＞

② 対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号

＜例＞

要配慮個人情報

匿名加工情報

規制対象の縮小



電話帳等を除外

個人情報データベース等（※）を構成する個人情報

＜例＞委託を受けて、入力、編集、加工等のみを行っているもの

(※) 個人情報を含む情報の集合物であって、電子媒体・紙媒体を問わず、特定の個人情報を検索することができるように体系的に構成したもの（例：名簿、連絡帳）

利用方法から個人の権利利益を害するおそれが少ないもの（例：市販の電話帳）を除く。

## 個人データ

個人情報取扱事業者が開示、訂正、削除等の権限を有する個人データ（6月以内に消去することとなるものを除く。）

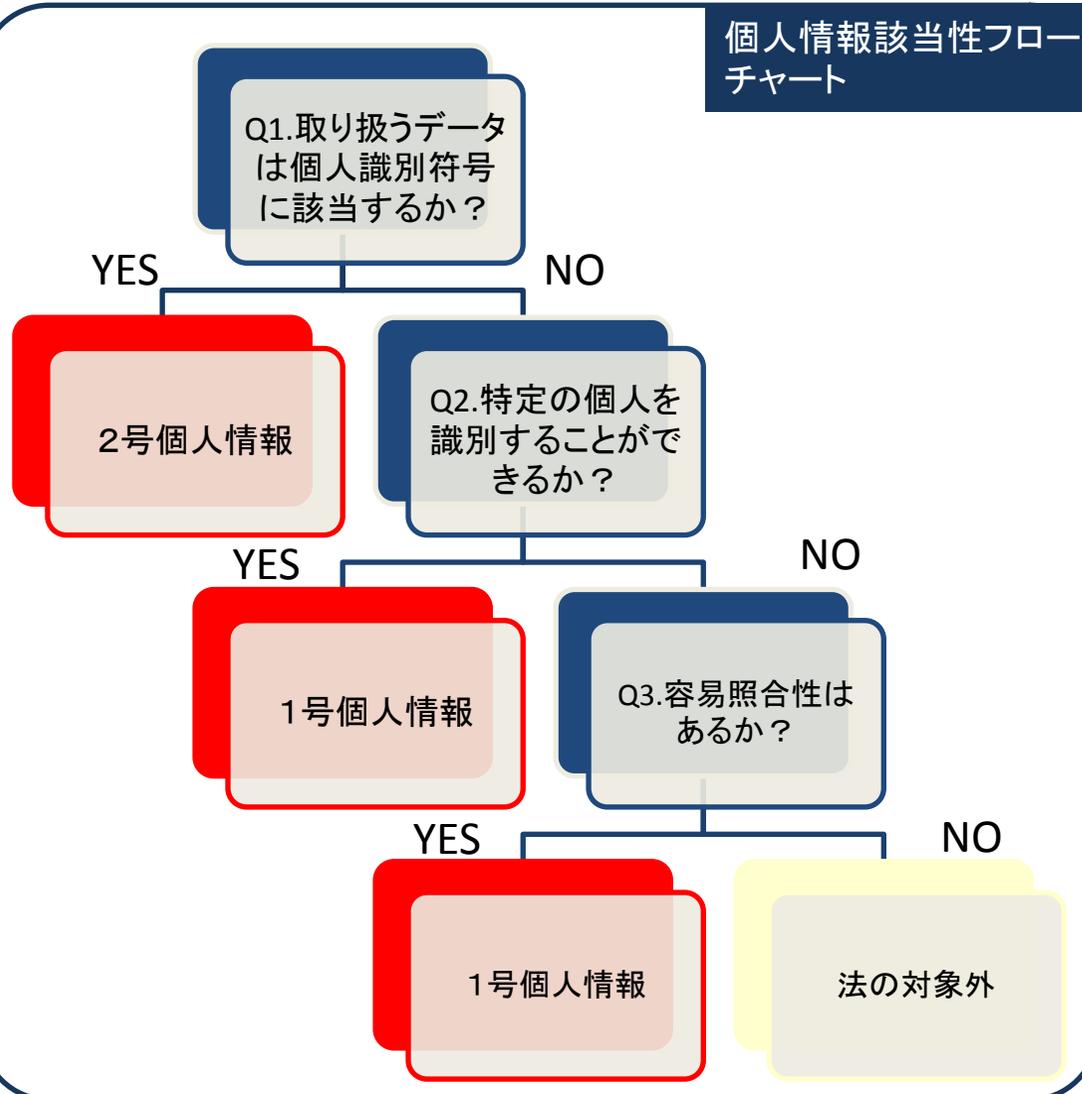
## 保有個人データ

＜例＞自社の事業活動に用いている顧客情報、従業員等の人事管理情報

## 2. 個人情報保護法の保護対象となる「個人情報」とは？ 「要配慮個人情報」とは？



個人情報該当性フロー  
チャート

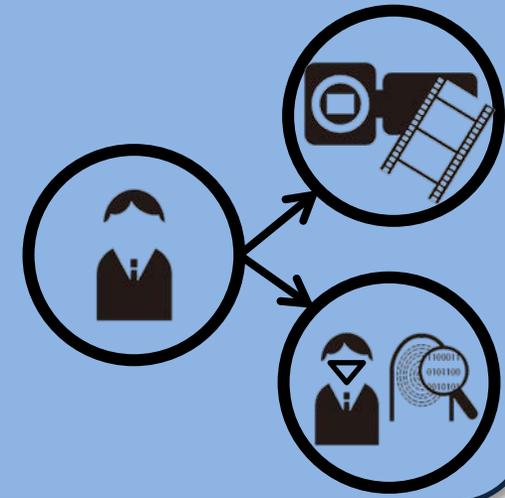


例えば、駅構内や店舗において撮影する人の画像は、

- ① 認証用に作成されるものは個人識別符号に該当し、データは2号個人情報に該当する。
- ② 個人識別符号に該当しないデータであっても、特定の個人を識別することができれば、1号個人情報に該当する。

このように、取り扱うデータの個人情報該当性は、左のような順に検討することとなる。

個人識別符号とならないデータについては、個人情報取扱事業者がその該当性判断に迫られることとなる。



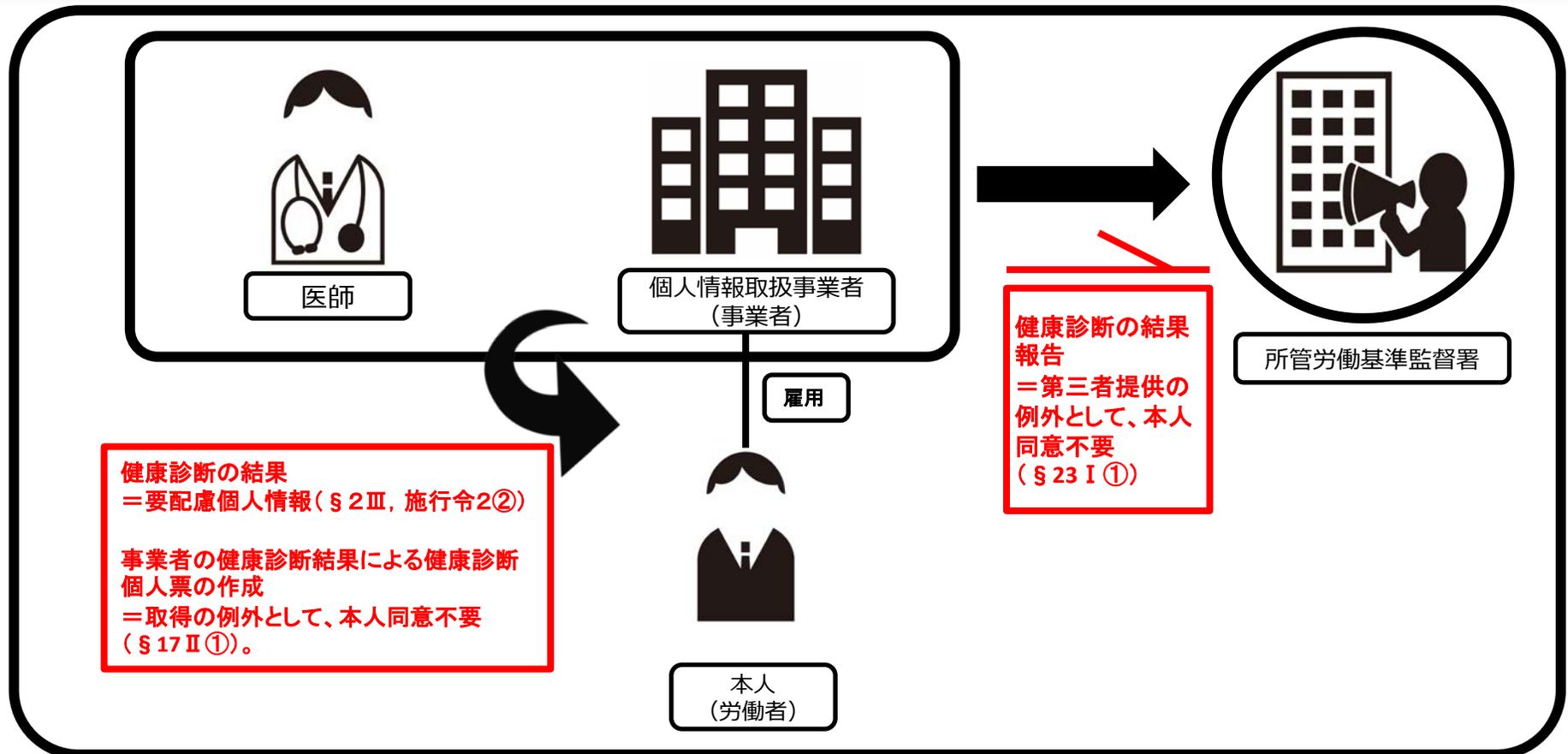
## 2. 個人情報保護法の保護対象となる「個人情報」とは？ 「要配慮個人情報」とは？



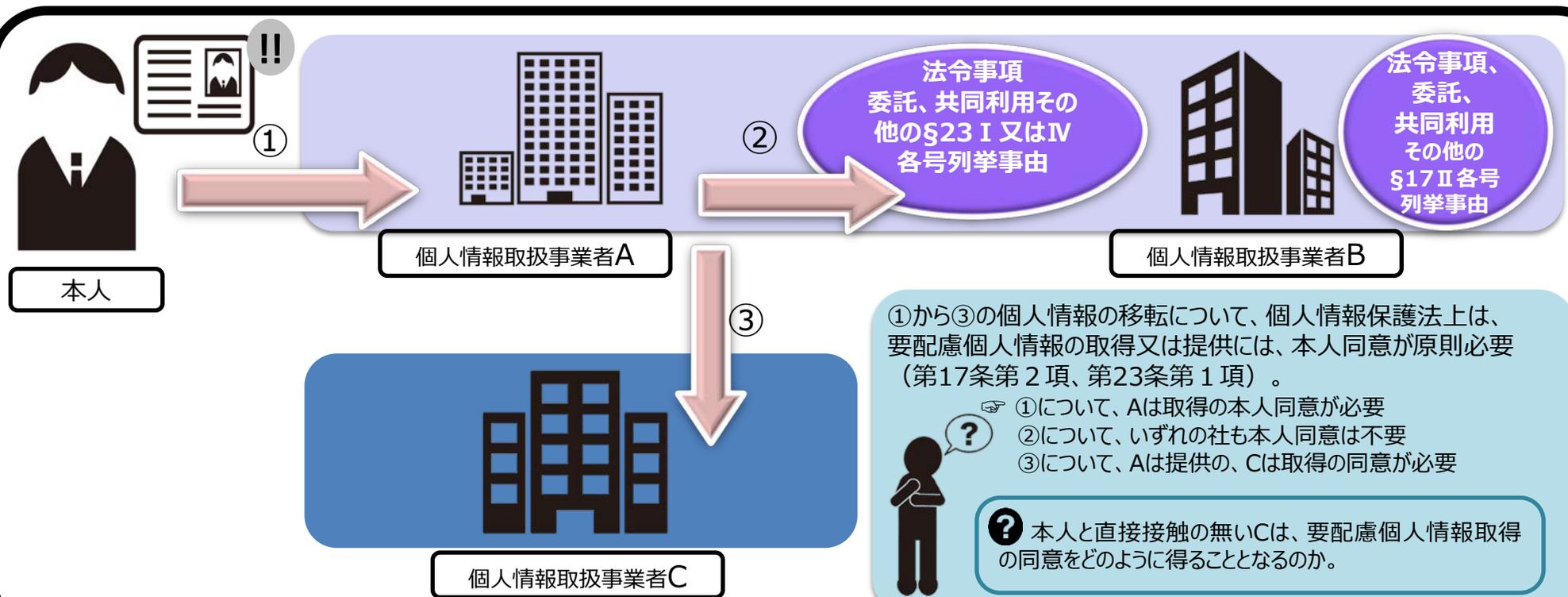
UCHIDA & SAMEJIMA LAW FIRM

労働安全衛生法66条は、事業者に対して、労働者への健康診断を義務付けている。そして、同法66条の3は、健康診断の結果について健康診断個人票を作成・保管すること、同法100条は、その結果（定期健康診断のものに限る（安衛規則44条））の所管労働基準監督署長への報告を義務付けている。

この健康診断結果は、個人情報保護法上、要配慮個人情報（医師等による健康診断等の結果）に該当することとなるが、①事業者の取得、②所管労働基準監督署長への提供のいずれの行為についても、法令に基づく場合であるから、本人の同意は不要である。



## 2. 個人情報保護法の保護対象となる「個人情報」とは？ 「要配慮個人情報」とは？



### 【対応例】

個人情報取扱事業者Aが、個人情報取扱事業者Cに対して個人情報の提供を予定している場合には、Aにおいて、Cが要配慮個人情報を取得することについて、その同意を得ることに対応することができる。また、A・C間における契約等関係によっては、CからAが要配慮個人情報の取得の委託を受け、同意を得て行われる①をCによる取得行為と整理できる場合もあり得る。

# 3. 個人情報取得の際に求められる対応は？



1. 個人情報保護法とは、どのような法律か？
2. 個人情報保護法の保護対象となる「個人情報」とは？「要配慮個人情報」とは？
3. 個人情報取得の際に求められる対応は？
4. 個人情報の第三者提供と実務
5. データの利活用と個人情報保護法

# 3. 個人情報取得の際に求められる対応は？

## 取得場面

速やかな  
通知

§ 18



あらかじめ/  
速やかな公表

書面取得の場合  
あらかじめの明示



本人



個人情報取扱事業者

## 利用目的の特定

§ 15 I

利用目的A

当初特定した  
目的A



## 新たな利用を検討する場面

§ 16



原則  
本人の同意が必要

## 目的外利用の制限

利用目的C

目的Aの達成に必要な  
範囲を超えた目的



§ 18 III



or



利用目的B

目的Aと相当の関連性を  
有すると合理的に認めら  
れる範囲内の目的B



## 目的変更

§ 15 II

利用目的に関する規律は、  
①個人情報の取扱いをしようとするに際し、その利用目的を特定してその範囲内で事業に利活用すること、②特定した利用目的は、本人に通知等することを求める。

そして、利活用の過程で別の利用目的での個人情報の利活用を考えると、その変更または目的外利用の本人同意取得の規律が適用される（なお、利用目的の変更の際には、改めて本人に通知等することが求められる）。

個人情報を取扱い続ける限り、利用目的に即してこれを取り扱うことが、法の基本的なところである。

### 3. 個人情報を取得する際に求められる対応は？



UCHIDA & SAMEJIMA LAW FIRM

利用目的の変更（法15条2項）は、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内に限られるところ、通常人の判断として、本人が予期し得る限度であるか否かが基準となる。例えば、次のような例が考えられる（「平成27年度我が国経済社会の情報化・サービス化に係る基盤整備 経済産業分野を対象とする個人情報保護に係る制度整備等調査研究 報告書」より）。

事例6) 「当社の行う商品・サービスの提供」とした利用目的において「当社の提携先が提供する関連商品・サービスに関する情報のお知らせ」を追加すること。

<具体例>

住宅用太陽光発電システムを販売した事業者が、対象の顧客に対して、提携先である電力会社の自然エネルギー買い取りサービスを紹介すること。

<解説>

「発電機器の販売」と「発電した電力の買い取りサービス」とは、顧客にとって、想定することが困難でないと認められる範囲にあると考えられる。

#### ● ポイント

当初サービスにおいて業務提携する事業者の、当初サービスと連動し得るサービスのための個人情報の利用であること

※ 変更可能な範囲は、本人の主観や恣意的な判断により決定されるものではない。第三者に提供しないこととしていた個人情報を、事後に第三者提供するように利用目的を変更することは、個人データを取り扱う主体が変わり、提供先においてどのような形でこれが取り扱われるか、本人が通常予期しえないことから、認められない。

# 4. 個人情報の第三者提供と実務



1. 個人情報保護法とは、どのような法律か？

2. 個人情報保護法の保護対象となる「個人情報」とは？「要配慮個人情報」とは？

3. 個人情報を取得する際に求められる対応は？

4. 個人情報の第三者提供と実務

5. データの利活用と個人情報保護法

# 4. 個人情報の第三者提供と実務

個人情報取扱事業者と個人データの移転先が同一法人である場合は、そもそも第三者提供ではないため、法人格の別をまずは確認すること（例：外国法人ではない自社の海外営業所で個人データを取り扱う場合。ただし、20条が問題となる）となる。そして、適用規定およびその規定の例外要件に該当するかの判断が求められる。

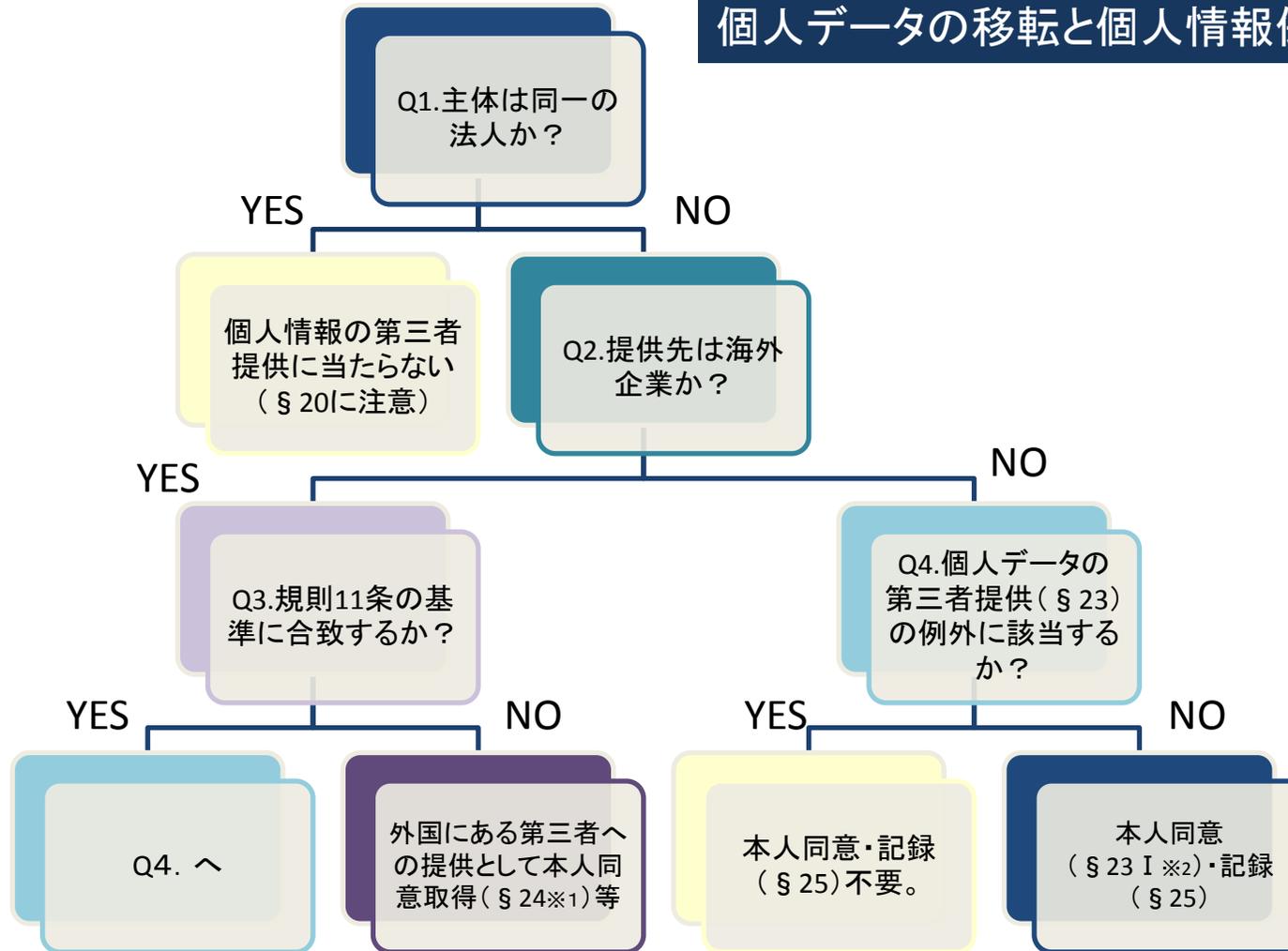
個人情報（個人データ）を取り扱う主体の変更である「第三者提供」については、①第三者提供を行うことが特定した利用目的から明らかであること（変更、同意を得た目的外利用を含む）、②第三者提供することを認める旨の本人同意が求められる。そして、改正によって、海外企業との関係では24条・23条のいずれかの適用を受け、また、場合によっては提供者は記録義務を、受領者は確認・記録義務が求められることとなった（ただし、海外企業は受領者としての確認・記録義務を負わない）。



# 4. 個人情報の第三者提供と実務



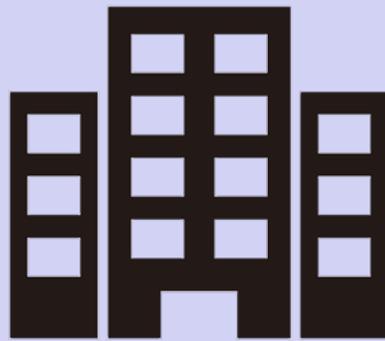
## 個人データの移転と個人情報保護法



※1 法23条1項各号の例外に該当すれば、本人同意・記録は不要。

※2 要配慮個人情報に該当しない場合は、オプトアウト手続によることも可能。

# 4. 個人情報の第三者提供と実務



個人情報取扱事業者A



第三者提供(§ 23~26)

個人データの提供



個人情報取扱事業者B

利用目的制限(§ 15、16)



安全管理措置(§ 20)委託先の監督(§ 22)

委託の範囲を超えた取扱いは認められない。

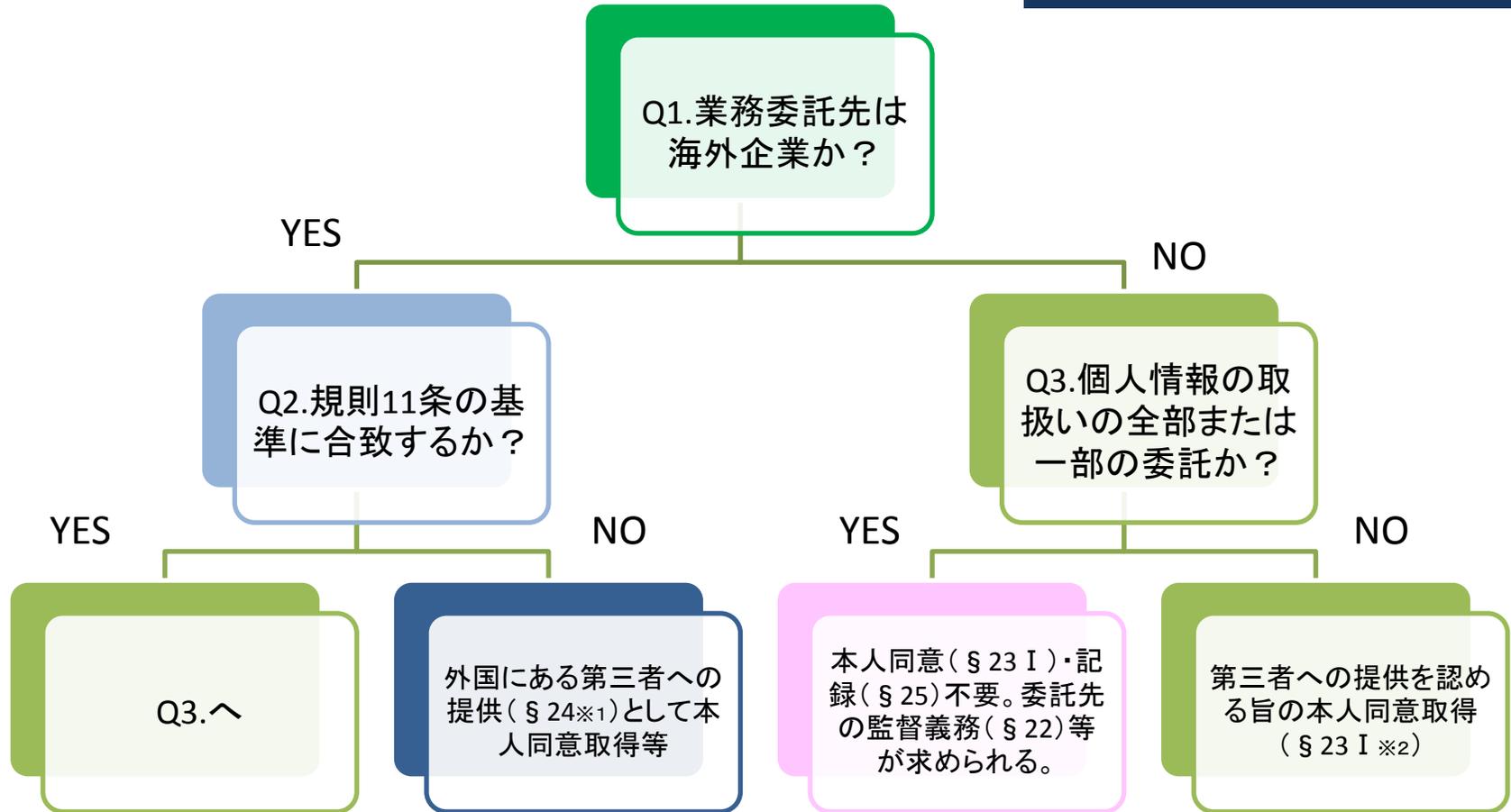
☞個人情報取扱事業者A・個人情報取扱事業者Bのそれぞれに個人情報保護法上の問題あり

個人情報取扱事業者Bが海外企業(外国法人)であれば、法24条の適用の有無が問題となる。

# 4. 個人情報情報の第三者提供と実務



## 業務委託と個人情報保護法



※1 法23条1項各号の例外に該当すれば、本人同意・記録は不要。  
※2 要配慮個人情報に該当しない場合は、オプトアウト手続によることも可能。

# 5. データの利活用と個人情報保護法



1. 個人情報保護法とは、どのような法律か？
2. 個人情報保護法の保護対象となる「個人情報」とは？「要配慮個人情報」とは？
3. 個人情報を取得する際に求められる対応は？
4. 個人情報の第三者提供と実務
5. データの利活用と個人情報保護法

# 5. データの利活用と個人情報保護法



個人情報保護法は、個人情報の取扱いに当たって、本人が関与する規律を設けている。関与の仕方はさまざまであるが、大別すると以下のとおり。

## 本人へのアプローチ

- 公表(利用目的について( § 18 I、Ⅲ)、匿名加工情報の作成・提供時( § 36Ⅲ、Ⅳ、37))
- 通知(利用目的について( § 18 I、Ⅲ)、オプトアウト手続( § 23Ⅱ)、共同利用( § 23Ⅴ③))
- 明示(利用目的について( § 18Ⅱ)、匿名加工情報の提供時( § 36Ⅳ、37))
- 本人の容易に知り得る状態に置くこと(オプトアウト手続( § 23Ⅱ)、共同利用( § 23Ⅴ③))
- 本人の知り得る状態に置くこと(利用目的について( § 27Ⅰ))
- 同意(利用目的について( § 16)、要配慮個人情報の取得について( § 17Ⅱ)、第三者提供について( § 23Ⅰ、24))

## 本人からのアプローチへの対応

- 求めに対する通知(利用目的について( § 27Ⅱ))
- 開示、削除等、利用停止等請求( § 28~30)  
※請求を拒否する場合には理由の通知が必要。
- 苦情処理(個人情報について( § 35)、匿名加工情報について( § 36Ⅴ、39))  
※いずれも努力義務



本人への対応は、いずれの場合であっても時間的・費用的なコストがかかるもの。事業者にとっては、本人の権利利益を保護しつつ、できる限りコストのかからないデータの利用が望ましいところ。利用したいデータが、個人情報保護法上の定義のどの類型に該当するのか、どのような義務を課せられるのかは、重大な関心事項。

# 5. データの利活用と個人情報保護法

データから特定の個人を識別することができないとしても、容易照合性があることによって特定の個人を識別することができるものは個人情報に該当する。

このため、個人データを加工し、一部の記述等のみが含まれるデータを作成したとしても、個人情報に該当する場合があります。

## 個人データ



- ①あらかじめの本人同意取得(法令等の例外あり)
- ②オプトアウト手続(要配慮個人情報除く)
- ③委託、合併等、共同利用については第三者に該当せず。



提供を受けた者は、個人情報該当性を改めて判断し、適正に取り扱う必要あり。

## 加工した個人データ



- ①あらかじめの本人同意取得(法令等の例外あり)
- ②オプトアウト手続(要配慮個人情報除く)
- ③委託、合併等、共同利用については第三者に該当せず。



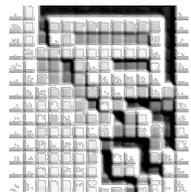
提供を受けた者は、個人情報該当性を改めて判断し、適正に取り扱う必要あり。  
※受領したデータがその者にとって個人データでなければ確認・記録義務は課せられない。

# 5. データの利活用と個人情報保護法



データの提供者が、個人情報（個人データ）の取扱いについて、第三者提供を行い得るような利用目的を定めていない、第三者提供の同意を得ていないような場合であれば、匿名加工情報を活用することが考えられる。

## 匿名加工情報



匿名加工情報に含まれる項目と提供方法を公表し、提供先に対して匿名加工情報である旨明示

※作成について適正加工義務等あり



提供を受けた者は、匿名加工情報として、適正に取り扱う必要あり。

## 統計情報等



個人に関する情報ではないことから、個人情報保護法の規律の対象外



提供を受けた者は、自社の個人情報と紐づける場合等を除き、特段取扱いの制限を受けない。

# おわりに

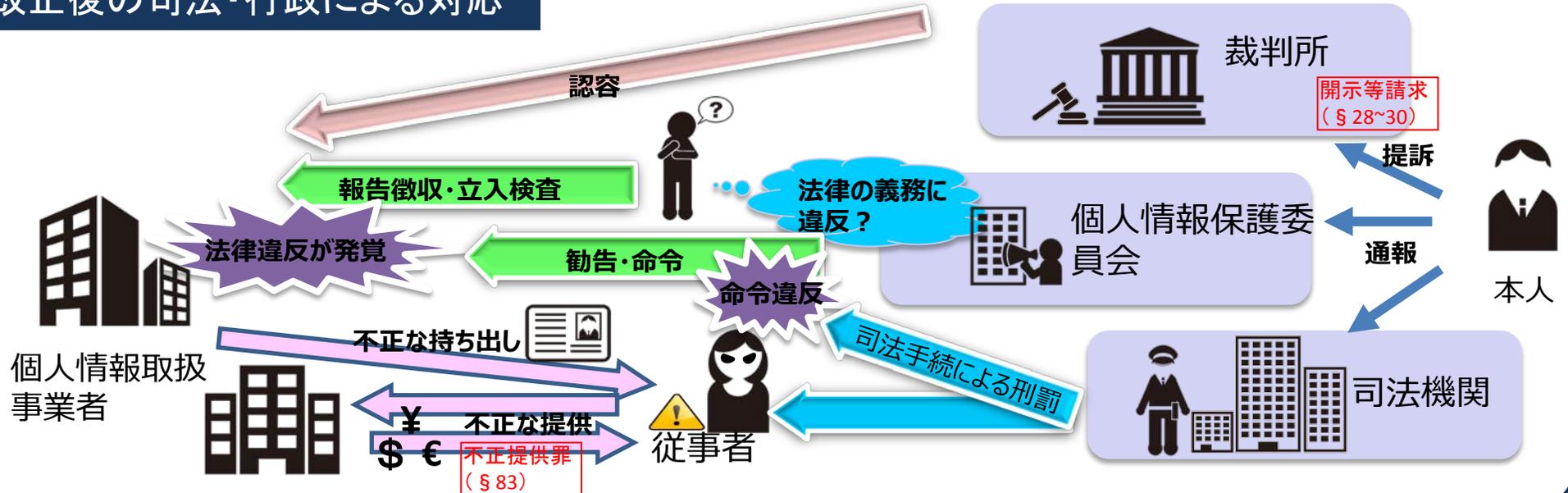


UCHIDA & SAMEJIMA LAW FIRM

個人情報保護法は、行政庁からの執行と間接罰によって問題解決・個人情報取扱の適正さを担保していた。改正によって、直接罰（刑事罰）の適用（データベース等提供罪（§83））、司法判断がなされる場面（§28~30）の拡大が生じることとなり、個人情報取扱事業者には、司法リスク・行政リスクを勘案しつつ、適切な個人情報の取扱いを行うことが求められる。

個人情報を取り扱うにあたっては、取扱い場面ごとに、どのようなリスクがあるのか、適切な取扱いはどのようなものかといった観点から随時検討し、見直しつつ、保護と利活用のバランスを図ることが求められる。

## 改正後の司法・行政による対応





ご清聴、ありがとうございました。  
<http://www.uslf.jp/>  
[info@uslf.jp](mailto:info@uslf.jp)